

官報

昭和六十一年三月二十八日

○第四百回 衆議院會議録 第十五号

昭和六十一年三月二十八日(金曜日)

議事日程 第十二号

昭和六十一年三月二十八日

正午開議

第一 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山崎拓君。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山崎拓君登壇〕

○山崎拓君 ただいま議題となりました二法案に

昭和六十一年三月二十八日 衆議院會議録第十五号

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

ついで、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図るため、児童扶養手当の額を月額三万三千円から三万三千七百円に、特別児童扶養手当の額を月額二万六千五百円から二万七千二百円に、それぞれ本年四月から引き上げるとともに、本年四月から制度が発足する障害児福祉手当については月額一万五千五百円を、特別障害者手当については月額二万八千円を、それぞれ支給しようとする等であります。

本案は、去る二月十七日に付託となり、三月六日今井厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民年金等の被保険者及び受給権者等の福祉の向上を図るため、年金福祉事業団において、その業務を将来にわたって安定的に実施するための資金の確保を目的として、長期借入金等による資金運用を行うことができることとするともに、老齢福祉年金の額を月額二万六千五百円から二万七千二百円に、本年四月から引き上げようとするものであります。

本案は、去る二月二十七日に付託となり、三月六日今井厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(坂田道太君) 日程第三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長福島謙二君。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔福島謙二君登壇〕

○福島謙二君 ただいま議題となりました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案のうち、消防法の改正について申し上げます。

第一点は、危険物保安技術協会及び日本消防検定協会の経営の効率化を図るため、自治大臣による役員任命制を廃止し、協会による役員選任は自治大臣の認可とするほか、両協会の資金計画及び借入金に係る自治大臣の認可制を廃止する等、政府の関与を縮小することとしております。

昭和六十一年三月二十八日 衆議院會議録第十五号

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
商産業大臣の趣旨説明 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

五二二

また、日本消防検定協会に対する政府の出資制度を廃止するとともに、同協会のほか、自治大臣の指定する者が、機械器具についての検定等の業務を行うことができることとし、その指定手続、要件等を定めております。

第二点は、救急業務の対象を広げ、現行の災害や事故による傷病者に、生命に危険のある急病人で他に搬送手段がない者等を加えるとともに、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間、応急の手当を行うことを含むものとしております。

第三点は、市町村長は、他の市町村長が許可した移動タンク貯蔵所についても、事故時の応急措置命令等を行うことができることとしております。

第四点は、市町村は、災害時の人命救助活動の水準を高めるため、自治省令で定める基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとしております。

次に、消防組織法の改正について申し上げます。

消防庁の事務として、消防が行う人命救助活動の基準の研究及び立案、指定検定機関の指定及び監督等に関する事項を、また、都道府県の消防事務として、消防が行う人命救助活動の指導に関する事項を加えることとしております。

本案は、三月二十四日参議院から本院に送付され、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、昨二十七日小沢自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、両協会の民間法人化後の経営基盤の確保と今後の適正な検査水準の維持方策、ヘリコプターの活用及び救急車への医師の添乗等救急医療体制の強化、防災無線通信施設の整備等について質疑応答が行われました。

本案は、同日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、検定制度の適正な運営の維持等五項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(坂田道太君) この際、内閣提出、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣渡辺美智雄君。

〔内閣提出〕(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

行政の分野における民間能力の一層の活用及び發揮を図るとともに、行政事務の簡素合理化を進めることは、行政改革を進める上においての重要な課題であります。かかる見地から、臨時行政調査会最終答申及びこれを受けた行政改革の推進に関する閣議決定において、特殊法人及び認可法人について、その経営の自立化、活性化を図るとともに、国等が行っている試験事務の民間団体への委譲を行うこととされており、特殊法人の自立化、活性化については、昨年十二月二十八日の閣議決定においても、所要の法律案を今国会に提出することとされております。

今回、このような指摘を受けて、通商産業省所

管の七つの特殊法人及び認可法人の自立化、活性化のための措置を講ずるとともに、通商産業大臣及び都道府県知事が行っている六種類の資格試験に係る試験事務の民間委譲を行うため、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案を提出申し上げます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、製品安全協会、高圧ガス保安協会、電源開発株式会社、日本電気計器検定所及び中小企業投資育成株式会社の自立化、活性化を図るため、政府資金に依存することを要しなくなったものについて出資金を返還し、経理面での国の監督を緩和するとともに、役員を選任の自主性の確保、業務範囲の見直し、拡大等を行うこととしております。

第二に、行政事務に民間能力の一層の活用を図る見地から、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所が行っている検査検定等の事務について、一定の能力を有する民間の指定機関にも、所要の監督、規制を行うことにより、これを行わせることができるようにしてまいります。また、同じように公害防止管理者、火薬類取扱保安責任者及び高圧ガス製造保安責任者等に係る試験事務についても、民間の指定機関等に行わせることができるようにしてまいります。

以上が消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。和田貞夫君。

〔和田貞夫君登壇〕

○和田貞夫君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま議題になりました消費

生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する質問を行いたいと考えるわけでございますが、法案の質疑に先立ち、最近の諸問題についてこの際、ただしておきたいと存じます。

去る三月一日の渡辺通商産業大臣のいわゆる毛針発言や、二十五日の平泉経済企画庁長官のマルコス疑惑に対する真相を究明することを批判する発言など、問題発言が閣僚の中から次々と出されているのであります。また二十六日には、機務工連不正事件により通産省の幹部が逮捕され、通産本省が捜索を受けるなど、設備廃棄事業に絡む構造汚職に発展し、国会におきましても、その事実関係について徹底追及しなければならない問題となっておりまして、しかも、こうした一連の問題は、すべて経済官庁が起きていることに特に問題がございます。

現下の経済環境は、急激な円高により、中小企業を初めとした輸出関連産業にとっては、まさに生きるか死ぬかの瀬戸際に立たされておられ、早急なる対策を講じなければならぬ局面に立たされているところであります。円高対策については、さきに成立いたしました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法がございまして、この法律の成立の際に、情勢の推移に応じた施策の見直しを行うことが決議されており、今国会中であっても、再改正が必要ならば、実情に即した対応をとらなければならぬと存じます。

このように国会においても、厳しい経済環境をいかに克服するかという議論のさなかに、経済のかじ取り役である経済官庁がこのような一連の問題を起すことは、まことに遺憾なことと存じます。この際、総理の所見と今後の対応についてお伺いしたいと思っております。(拍手)

さらに、総理は、重要問題について、国会の審議より私的諮問機関による活用が多く、このことは、立法府の軽視ということにとどまらず、主権の問題にまで影響するものと考えますが、総理いかがでしょうか。

さて、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案は、臨時行政調査会の最終答申を受けた行革大綱に基づき、特殊法人等について民間法人化、活性化を行うとともに、国等について試験事務の民間団体への委譲を行うことを内容としたものとなっております。しかしながら、幾ら性格が類似しているものだからとはいえ、内容及び趣旨の違うものを一括法案として同時に審議すべきものではなく、それぞれ個別に慎重な審議を行うのが順当であり、またそれが立法院としての役割であると考えますが、通産大臣も総理と同じように、国会軽視の考えでおられるのか、はたまた野党軽視でおられるのか、いかがお考えでしょうか。

次に、内容の問題であります。特殊法人等の民間法人化、活性化として、製品安全協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所の行っている業務について、民間機関にもその業務を行える道を開くことになっていきます。しかしながら、これらの法人が行っている業務は、それなりの必要性があるからこそそれぞれ法人が設立されたものであり、しかも各法人とも、安全性の確保と消費者保護という社会的な役割を十分に担ってきたところであります。今のところは、こうした法人の努力により安全性がかなりの程度で確保されてきておりますが、一連の業務を民間団体が行うことにより、今まで確保されてまいりました安全性が今後とも確保されるという保証はなく、ガスあるいは電気といった直接国民生活に密着した分野でもあり、万が一の事態も許されるものではございません。安全性の確保について責任ある答弁を求めらるものであります。(拍手)

次に、電源開発株式会社の活性化についてであります。電源開発株式会社は、電源開発促進法に基づく法人であり、電源を建設するという国の電力政策を大きく左右する業務を行うところであります。電源開発株式会社が発足した当時と比べて現在は、各電力会社が電源についても大きく寄与して

おりますが、そこは民間企業であるがために、どうしても電源開発についてもコスト的な側面を考慮ざるを得ず、どうしても政策的な配慮の伴った機関が今後とも必要であると考えますが、政府は、電源開発株式会社の今後の展望について、どのようにお考えになるのでしょうか。

第三は、中小企業投資育成株式会社の問題についてであります。

中小企業投資育成株式会社は、発足以来、中小企業の健全な成長と発展を推し進めるために、中小企業の自立的な経営基盤の強化に努めてきたところであります。しかしながら、今回、中小企業投資育成株式会社が民間法人化することの内容は、中小企業への多大なる悪影響を及ぼすのではないかと心配をしておるところであります。現在、東京、大阪、名古屋ともに健全なる経営を行っているところでありますが、経営は生き物であり、山もあれば谷もあることが予想されます。力強い政府の後押しがなければ、投資育成株式会社を頼りにしている中小企業者は、安心することができないのではないかと考えますが、いかがなものでございましょうか。

第四は、試験事務の民間委譲の問題であります。

公害防止管理者、公害防止主任管理者、火薬類製造保安責任者、火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、以上の六つの資格試験に係る事務を民間機関へ委譲することを内容としておりますが、こうした資格試験が果たして公正に行われるのか、心配しているところであります。また、先ほども指摘したように、通産官僚と業界との構造汚職という問題もあり、しかも安全性が問われる資格でもあり、どのように公正さを確保するのか、お伺いしたいと思っております。

最後に、政府の介入によって始まった今回の円高による不況は、輸出関連にかかわらず、中小企業や下請企業にとっては予想以上のどん底の状況

であり、戦後四十年間、今日の日本経済の発展に大きな役割を果たしてまいった中小企業を軒並み倒産に追い込むことのないよう、二百円以上の為替レートの安定化を含め、早急な円高救済策を講ずるよう強く政府に要求いたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 和田議員にお答えをいたします。

まず、最近、通産省の公務員が刑事事件に問われました事件は、はなはだ遺憾な事件でありまして、申しわけない次第でございます。

本日、閣議におきまして、私から各閣僚に対しまして、公務員の綱紀の肅正について強い指示を行っておきました。まず、公務員倫理あるいは全体に対する奉仕者としての使命感をさらに徹底する必要がある。第二に、業者とのつき合いの接点というものを、境界線を明確にして、清潔を保たなければならない。こういうようなことを確保するために、全官庁において、次官あるいは官房長等を長とする監視と監督の仕組みをつくるように、このことを強く指示したところでございまして、こういう不祥事件を再び起こさないように戒めてまいる決心でございます。

第二に、私的懇談会の問題でございますが、これは、行政の独善を排しまして、広く国民の皆さんの御意見を承る、そういう意味におきまして、事前にこのような措置を行っておるものでございまして、もちろん、国家行政組織法における八条機関との区別も十分に考えておきまして、研究とかあるいは意見を拝聴するということにとどめており、決定はあくまで政府の責任において行っておりますところでございます。

なお、これらの施策は、必要に応じて国会に法律案として提出し、最終的な御判断は、常に国会の御判断をいただいておりますのでございまして、立法院軽視との御批判は当たらないと考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま総理から御発言がございましたが、私からも一言おわびを申し上げたいと存じます。

燃糸工業組合連合会の事件に関連いたしました、通産省の現職の課長が逮捕されるというような事態を起こしまして、まことに申しわけなく存じております。今後一層姿勢を正し、そういうことのないように最大、万全の努力をさせていただきます。

次に、質問にお答えをさせていただきます。

九本の法律を束ねて一括法とするのは国会軽視であるという趣旨の御質問でございますが、総理からもお答えがございましたように、決してそのような考えを持つものではありません。この法律案における九本の法律の改正というのは、まず第一に、いずれも臨時行政調査会の答申に基づくものでございまして、行政改革の具体化という同じ趣旨、同じ目的のために行ったものであります。第二番目は、この法律においては、通産省の所管する特殊法人、認可法人の検査、定業務及び通産省の所管する資格試験の試験事務について、一定の能力を有する民間機関もこれを実施することができるようになるということであります。その改正内容も、それぞれ類似性、非常によく似ておる、そして関連性があるものばかりでございます。第三番目には、通産省が行おうとする行政改革について、一括法で具体化することによってこれを統一的に推進することができ、また改正内容が総合的に把握できるため、国民各位の御理解を深めてもらえるものと考えております。以上の理由から、今回通産省提案をさせていただいた次第でございます。

第二番目は、民間法人化により国民の安全確保の後退を招くのではないかと御趣旨でございますが、私は、その心配はないと存じます。なぜなら

昭和六十一年三月二十八日 衆議院會議録第十五号 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田貞夫君の質疑 朗説を省略した議長の報告 五一四

ば、今回の法律改正は、検査、検定の主体である高圧ガス保安協会、製品安全協会、日本電気計器検定所について、その経営の自立化を図るためのものである。このために、出資金の返還とそれに見合った経理面での国の監督、規制の緩和を行おうとしておりますが、保安、安全規制の合格基準のレベルを初めとする規制の基本的枠組みを緩めるものではございません。また、保安、安全確保に係る業務に対する監督、規制についても変更は加えておりません。従来どおり万全を期すこととしております。さらに、今回新たに導入される指定機関制度につきましても、業務遂行に必要な能力及び公正、中立を十分担保するために、指定の要件や事業計画、業務方法書等の認可、指定の取り消しなど、所要の規定を整備しており、いやくも国民の安全確保の後退を招くことのないよう仕組みを整えております。

電発のように国家的機能を持った機関は今後とも必要と考えるがどうかということであり、お答えをいたしますと、電源開発株式会社は、電気事業の分野において一般電気事業者の事業活動を補完するとともに、国のエネルギー政策を実施する機関として、国としては今後とも電源開発会社の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。かかる観点から、新型転換炉実証炉の建設、大型輸入炭火力発電所の建設、または新たな石炭利用発電方式のための技術開発など、一般電気事業者としては積極的に取り組みにくい分野において、電源開発会社が一層力を入れていくことが重要であると存じております。

次は、中小企業投資育成会を民間にすることについて、中小企業が迷惑をこうむることはないかという趣旨でございますが、これについてお答えいたしますと、この会を民間法人化するに当たりましては、中小企業の自己資本の充実の必要性にかんがみまして、まず第一に、健全な事業運営を確保するため、引き続き中小企業金融公庫からの特別貸し付けをやはり今までどおり行つてま

います。また第二に、自立的経営に資するため、投資対象業種の制限の撤廃、投資手段として新株引受権付社債の導入を図るなど、国による規制の緩和と事業範囲の拡充を図ろうとするものであります。当省としては、これらの措置によって、今後、同社の事業活動が従来以上に積極的かつ機動的に行われ、中小企業の自己資本の充実に大いに寄与するものと考えております。最後に、通産官僚と業者との癒着問題が今問題になっておるときに、試験事務を民間に委譲することは、その公正な実施に支障がないかという御質問でございます。

今回の改正は、六種類の国家試験について、国家試験という性格はそれを維持をしていく。その一方、この実施に関する事務を、一定の能力を有する民間団体に行わせることができるようにしようとするものであります。今回、試験事務の実施主体として導入される指定機関については、業務遂行に必要な能力及び公正、中立性を十分に担保するため、指定の要件、事業計画及び試験事務規程等をきちんとつくり、その認可、指定の取り消しなど、所要の規定を整備してやろうとしておるわけであり、したがって、その公正な実施に支障を来すことのないように、十分に注意してやるつもりであります。

以上でございます。(拍手)
○議長(坂田道太君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
厚生大臣 今井 勇君

出席政府委員
通商産業大臣 渡辺美智雄君
自治大臣 小沢 一郎君
通商産業大臣官 鎌田 吉郎君
房総務審議官

○朗説を省略した議長長の報告
(理事補欠選任)
一、昨二十七日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 安田 修三君(理事安田修三君去る二十日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員

辞任
谷垣 禎一君 補欠 金子原二郎君
金子原二郎君 補欠 谷垣 禎一君
一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任
日笠 勝之君 補欠 小谷 輝二君
小谷 輝二君 補欠 日笠 勝之君
地方行政委員
辞任
宇野 宗佑君 補欠 林 大幹君
中川 昭一君 補欠 若林 正俊君
細田 吉蔵君 補欠 月原 茂昭君
五十嵐広三君 補欠 山本 政弘君
佐藤 敬治君 補欠 上坂 昇君
小谷 輝二君 補欠 日笠 勝之君
月原 茂昭君 補欠 細田 吉蔵君
林 大幹君 補欠 宇野 宗佑君
若林 正俊君 補欠 中川 昭一君
上坂 昇君 補欠 佐藤 敬治君

法務委員
辞任
高村 正彦君 補欠 伊吹 文明君
山崎武三郎君 補欠 佐々木義武君
稲葉 誠一君 補欠 村山 喜一君
小澤 克介君 補欠 河野 正君
山本 政弘君 補欠 五十嵐広三君
伊吹 文明君 補欠 高村 正彦君
佐々木義武君 補欠 山崎武三郎君
村山 喜一君 補欠 小澤 克介君
河野 正君 補欠 稲葉 誠一君

外務委員
辞任
石川 要三君 補欠 宇野 宗佑君
山下 元利君 補欠 細田 吉蔵君
宇野 宗佑君 補欠 石川 要三君
細田 吉蔵君 補欠 山下 元利君
村山 喜一君 補欠 稲葉 誠一君

社会労働委員
辞任
伊吹 文明君 補欠 山岡 謙蔵君
笑輪 登君 補欠 仲村 正治君
河野 正君 補欠 大原 亨君
沼川 洋一君 補欠 齊藤 節君
仲村 正治君 補欠 笑輪 登君
山岡 謙蔵君 補欠 伊吹 文明君
大原 亨君 補欠 河野 正君
齊藤 節君 補欠 沼川 洋一君

農林水産委員
辞任
稲富 稔人君 補欠 木下敬之助君
木下敬之助君 補欠 稲富 稔人君

科学技術委員
辞任
佐々木義武君 補欠 村上 茂利君
村山 喜一君 補欠 五十嵐広三君

村上 茂利君 佐々木義武君
五十嵐広三君 村山 喜一君

環境委員

補欠

上坂 昇君 佐藤 敬治君
佐藤 敬治君 上坂 昇君

予算委員

補欠

木下敬之助君 稲富 稔人君
稲富 稔人君 木下敬之助君

(議案受領)

一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(小柳勇君外三名提出、参法第一号)(予)

一、昨二十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(予)

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「三万三千円」を「三万三千七百円」に、「三万八千円」を「三万八千七百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に、「三万九千八百円」を「四万八千八百円」に改める。

第十八条中「一万二千五百円」を「一万五千五百円」に改める。

第二十六条の三中「二万円」を「二万八千円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

朗読を省略した議長の報告 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法及び国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和三十六年三月二十八日 衆議院会議録第十五号

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十一年三月以前の月分の特別児童扶養手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定により支給する同法第七十七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の額については、なお従前の例による。

理由

母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の額の引上げを行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万三千円から三万三千七百円に、児童二人の場合月額三万八千円から三万八千七百円に、それぞれ引き上げること。

2 特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万六千五百円から二万七千二百円に、重度障害児一人につき月額三万九千八百円から四万八千八百円に、それぞれ引き上げること。

3 障害児福祉手当等に関する事項

障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当の額を月額一万二千五百円から一万

千五百五十円に引き上げること。

4 特別障害者手当に関する事項

特別障害者手当の額を月額二万円から二万八千円に引き上げること。

5 施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十一年度一般会計予算(厚生省所管)に児童扶養手当給付費負担金三億三千百万円、児童扶養手当給付費三十億二千万円、特別児童扶養手当給付費九億四千百万円、特別障害者手当等給付費補助金十一億六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十一年三月二十七日

社会労働委員長 山崎 拓

衆議院議長 坂田 道太殿

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(年金福祉事業団法の一部改正)

第一条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

昭和三十六年三月二十八日 衆議院会議録第十五号

朗読を省略した議長の報告 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法及び国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和三十六年三月二十八日 衆議院会議録第十五号

朗読を省略した議長の報告 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法及び国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和三十六年三月二十八日 衆議院会議録第十五号

朗読を省略した議長の報告 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法及び国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十一年三月二十八日 衆議院會議録第十五号 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 事業団は、前項の業務のほか、厚生大臣の認可を受けて、同項の業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保に資するため、長期借入金その他政令で定める方法で政府から調達した資金の運用を行い、これにより積み立てられた積立金の管理を行うことをその業務とすることが出来る。

第十八条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同条第二項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第二項に規定する業務の一部を委託することが出来る。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十四条の二 事業団は、第十七条第二項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による整理は、前条の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行うものとする。

4 前条に規定する特別の勘定に係る積立金については、第十七条第一項に規定する業務の財源に充てるため必要があるときは、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定するその他の

一般の勘定に繰り入れるものとする。

第二十七条中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資金の運用)

第二十七条の二 第十七条第二項に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

二 預金又は貯金(厚生大臣が適当と認めて指定したものに限る。)

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第二十八条第一号中「国債の下に」地方債その他確実と認められる有価証券を加える。

第三十五条第一号中「第十八条第一項」を「第十七条第二項、第十八条第一項若しくは第二項」に改め、「第二十二條の下に」第二十五条第四項を加え、同条第四号中「第二十八條第二号」を「第二十七條の二第二号又は第二十八條第二号」に改める。

第三十五条の二中「第十七條第四号」を「第十七條第一項第四号」に改める。

第三十五条の三第一項中「第十七條第三号イ」を「第十七條第一項第三号イ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第二項の表中		旧国民年金法第五十条	
		二分の一	四分の三
旧国民年金法第五十条	二分の一	三十一万八千円	三十二万六千四百円
旧国民年金法第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項			に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十四号の二、第三百四十八條第二項第二十号の二及び第五百八十六條第二項第五号の五中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第二項中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五條中「第十七條第二号」を「第十七條第一項第二号」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第五条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第二項中「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第六条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「第十七條第三号イ」を「第十七條第一項第三号イ」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十五の項非課税の登記等の欄中

「第十七條第一号」を「第十七條第一項第一号」に改める。

理由

国民年金等の被保険者及び受給権者等の福祉の向上を図るため、年金福祉事業団において、その業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保を目的とする長期借入金等による資金の運用を行うことが出来ることとするともに、老齢福祉年金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の要旨は、次のとおりである。

一 年金福祉事業団法の一部改正

年金福祉事業団において、その業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保を目的とする長期借入金等による資金の運用を行うことが出来るものとする。

2 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げること。

3 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

国民年金等の被保険者及び受給権者等の福祉の向上を図るため、年金福祉事業団の新たな業務として、長期借入金等による資金の運用を行うことが出来ることとするともに、老齢福祉年金の額を引き上げることが時宜に適當なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十一年度国民年金特別会計(厚生省所管)の福祉年金勘定に福祉年金給付費として九十七億円が計上されている。

右報告する。

昭和六十一年三月二十七日

社会労働委員長 山崎 拓

衆議院議長 坂田 道太殿

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 年金積立金の管理運用については、そのあり方について検討を進めるとともに、あわせて極力有利運用を図るための方策を講ずること。

二 老齢福祉年金については、老後の生活実態等を踏まえて、今後ともその充実を努めること。

三 新年金制度は、国民生活に密接に関連するものであることにかんがみ、必要な事務手続等について広く国民に周知徹底を図り、公正な新制度として円滑な実施が確保されるよう配慮すること。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年三月二十四日

参議院議長 木村 睦男

衆議院議長 坂田 道太殿

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

案

(消防法の一部改正)

第一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)

昭和六十一年三月二十八日 衆議院会議録第十五号

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

の一部を次のように改正する。

第二条第九項中「準ずる事故」の下に「その他の事由」を加え、「傷病者で」を「傷病者のうち、」に改め、「搬送すること」の下に「(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)」を加える。

第九条の三中「別表で定める数量」を「別表の品名欄に掲げる危険物の区分に応じ同表の数量欄に定める数量」に改め、「可燃性の物品」の下に「(以下「準危険物」という。))」を加え、「すみやかであり」を「速やかであり」に改める。

第十条第一項中「取り扱う貯蔵所」の下に「(以下「移動タンク貯蔵所」という。))」を加える。

第十一条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める」に、「この章において」を「この章及び次章において」に改める。

第十一条の五中「製造所、貯蔵所」の下に「(移動タンク貯蔵所を除く。))」を加え、同条に次の二項を加える。

市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項において同じ。))は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第十条第三項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令に係る移動タンク貯蔵所につき第十一条第一項の規定による許可をした市町村長等に対し、自治省令で定めるところにより、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二第三号中「第十一条の五」を「第十一条の五第一項又は第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「第十一条の五」を「第

十一条の五第一項」に改める。

第十六条の二第二項中「車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。))」を削る。

第十六条の三第三項中「貯蔵所」の下に「(移動タンク貯蔵所を除く。))」を加え、同条に次の一項を加える。

市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。))は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第一項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十六条の七中「第十一条の五」を「第十一条の五第一項及び第二項」に、「第十六条の三第三項並びに前条に規定する当該行政庁」を「第十六条の三第三項及び第四項並びに前条の規定による権限を有する行政庁」に改める。

第十六条の十中「あわせて危険物」を「あわせて危険物又は準危険物(以下この章において「危険物等」という。))」に、「もつて危険物」を「もつて危険物等」に改める。

第十六条の十六中「危険物」を「危険物等」に改める。

第十六条の十七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

協会の設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第十六条の十八第四号中「危険物」を「危険物等」に改める。

第十六条の十九を次のように改める。

第十六条の二十中「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは」を「第十六条の十八の規定による設立の認可があつたときは」に改める。

第十六条の二十二第二項第四号中「役員」を「役員の定数、任期、選任の方法その他の役員」

に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 評議員会に関する事項

第十六条の二十三を次のように改める。

第十六条の二十三 協会に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

第十六条の二十五を次のように改める。

第十六条の二十五 役員は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条の二十六を削り、第十六条の二十七を第十六条の二十六とし、同条の次に次の一項を加える。

第十六条の二十七 協会は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第十六条の二十八を次のように改める。

第十六条の二十八 自治大臣は、役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)、定款、業務方法書若しくは第十六条の三十七第一項に規定する審査事務規程に違反する行為をしたとき、又は協会の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

自治大臣は、役員が第十六条の二十六各号の一に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

自治大臣は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、当該役員及び協会に解任をしようとする理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第十六条の三十の次に次の一項を加える。

第十六条の三十の二 協会は、その運営に関する

る重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

評議員会は、評議員十人以上で組織する。評議員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する者、市長の全国的連合組織の推薦する者、町村長の全国的連合組織の推薦する者及び危険物等の貯蔵、取扱いは又は運搬に関する保安について学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第十六条の三十四第一項第二号及び第三号中「危険物を「危険物等」に改め、同条に次の一項を加える。

協会は、第一項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、自治大臣の認可を受けて、危険物等の貯蔵、取扱いは又は運搬の安全に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う審査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。

第十六条の四十一中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第十六条の四十二第一項中「提出して、その承認を受けなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第十六条の四十三から第十六条の四十五までを次のように改める。

削除
第十六条の四十三から第十六条の四十五までを次のように改める。

第二十一条の三第一項中「という。」の下に「又は自治大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会」の下に「又は同項の規定による指定を受けた者（以下この章において「指定検定機関」という。）」を加え、同条第三項及び第四項中「協会」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第二十一条の五第一項中「失わせるものとする」を「失わせ、又は一定の期間が経過した後には

当該型式承認の効力が失われることとするものとする」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前項本文の規定により」を「前項の規定により、」に「同項ただし書の規定により型式承認の効力が引き続き有るものとしたとき」を「一定の期間が経過した後には型式承認の効力が失われることとしたとき」に改める。

第二十一条の七、第二十一条の八及び第二十一条の九第一項中「協会」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第二十一条の十中「第二十一条の五第一項本文若しくは第二十一条の六第一項の規定による処分又は第二十一条の五第一項ただし書に規定する期間の経過」を「第二十一条の五第一項の規定による型式承認の効力を失わせる処分、同項に規定する期間の経過又は第二十一条の六第一項の規定による処分」に改め、「協会」の下に「又は指定検定機関」を加える。

第二十一条の十五第一項中「協会」の下に「若しくは指定検定機関」を加え、「行なう」を「行う」に「手数料」を「実費を勘案して政令で定める額の手数料」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「ついでに協会の」の下に「指定検定機関の行う試験又は個別検定に係るものについて指定検定機関の」を加える。

第二十一条の十六中「協会」の下に「又は指定検定機関」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条の十七中「を行ない、もつて検定対象機械器具等の性能の確保を図る」を「並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等を行い、もつて火災その他の災害による被害の軽減に資する」に改める。

第二十一条の十九第二項中、自治大臣の認可を受けて」を削る。

第二十一条の二十を次のように改める。

第二十一条の二十 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 役員の数、任期、選任の方法その他の役員に関する事項
 - 五 評議員会に関する事項
 - 六 業務及びその執行に関する事項
 - 七 財務及び会計に関する事項
 - 八 定款の変更に関する事項
 - 九 公告の方法
- 協会の定款の作成又は変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第二十一条の二十四を次のように改める。
- 第二十一条の二十四 協会に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。
- 第二十一条の二十六を次のように改める。
- 第二十一条の二十六 役員を選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第二十一条の二十七を削り、第二十一条の二十八を第二十一条の二十七とし、同条の次に次の一条を加える。
- 第二十一条の二十八 協会は、役員が前条各号の二に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
- 第二十一条の二十九を次のように改める。
- 第二十一条の二十九 自治大臣は、役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）に違反し、又は協会の業務に著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
- 自治大臣は、役員が第二十一条の二十七各号の二に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

しようとするときは、あらかじめ、当該役員及び協会に解任をしようとする理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第二十一条の三十二の次に次の一条を加える。

第二十一条の三十二の二 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

評議員会は、評議員十人以上で組織する。評議員は、協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二十一条の三十六第五号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、第二十一条の十七の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第二十一条の三十六第四号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 消防の用に供する機械器具等の適正な設置及び管理に関する講習を行うこと。

第二十一条の三十六第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について自治大臣に意見を申し出ること。

第二十一条の三十六に次の一項を加える。

協会は、前項第八号に掲げる業務を行うおとすときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第二十一条の三十九中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第二十一条の四十第一項中「提出し、その承認を受けなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第二十一条の四十一から第二十一条の四十六までを削り、第二十一条の四十七を第二十一条

の四十一とし、第四章の二第三節第五款中第二十一條の四十八を第二十一條の四十二とし、第二十一條の四十九を第二十一條の四十三とし、同節第六款中第二十一條の五十を第二十一條の四十四とする。

第二十一條の五十一を削る。

第四章の二に次の一節を加える。

第四節 指定検定機関

第二十一條の四十五 第二十一條の三第一項の規定による指定は、検定対象機械器具等について試験及び個別検定（以下この節において「検定等」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第二十一條の四十六 自治大臣は、前條の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、第二十一條の三第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 その職員及び設備が、自治省令で定める検定等の業務を適正かつ確実に実施するために必要な基準に適合していること。
- 二 検定等の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有していること。

三 申請者が民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が、検定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 申請者が検定等の業務以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによつて検定等の業務が公正になるおそれがないこと。

自治大臣は、前條の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二十一條の三第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十一條の五十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十一條の四十九第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十一條の四十七 自治大臣は、第二十一條の三第一項の規定による指定をしたときは、当該指定検定機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

指定検定機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十一條の四十八 指定検定機関は、検定等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行わなければならない。

第二十一條の四十九 指定検定機関の役員は、その効力を生じない。

自治大臣は、指定検定機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十一條の五十一第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は検定等の業務に著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第二十一條の五十 指定検定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

検定等の業務に従事する指定検定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一條の五十一 指定検定機関は、自治省令で定める検定等の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

自治大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が検定等の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定検定機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

第二十一條の五十二 指定検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十一條の三第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、自治大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

指定検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣に提出しなければならない。

第二十一條の五十三 指定検定機関は、自治省令で定めるところにより、検定等の業務に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第二十一條の五十四 自治大臣は、検定等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対し、検定等の業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第二十一條の五十五 自治大臣は、検定等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対し、検定等の業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定検定機関の事務所に立ち入り、検定等の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一條の五十六 指定検定機関は、自治大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

自治大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十一條の五十七 自治大臣は、指定検定機関が第二十一條の四十六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

自治大臣は、指定検定機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第一節又はこの節の規定に違反したとき。
- 二 第二十一條の四十六第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 三 第二十一條の四十九第二項、第二十一條の五十一第二項又は第二十一條の五十四の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十一條の五十一第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検定等の業務を行つたとき。

昭和六十一年三月二十八日 衆議院會議録第十五号 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

五二〇

五 不正な手段により第二十一条の三第一項の指定を受けたとき。

自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

自治大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十五条の七第一項中「事故の現場附近にある者」を「第二条第九項に規定する傷病者の発生した現場付近に在る者」に改める。

第三十六条の二を第三十六条の二の二とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、この法律の規定による人命の救助を行うため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする。

第四十一条の四の次に次の二条を加える。

第四十一条の五 第二十一条の五十一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条の六 第二十一条の五十七第二項の規定による検定対象機械器具等についての試験及び個別検定の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第二十一条の三第一項の規定による指定を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項第六号の二中「第十六条の三第三項」を「第十六条の三第三項又は第四項」に改める。

第四十三条の三を第四十三条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の五 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした第二十一条の三第一項の規定による指定を受けた者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の五十三の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十一条の五十五第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十一条の五十六第一項の規定による許可を受けないで、検定対象機械器具等についての試験及び個別検定の業務の全部を廃止したとき。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

第四十三条の三 第三十六条の四十八第一項若しくは第二十一条の四十三第三項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした危険物保安技術協会又は日本消防検定協会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十四条第二号中「検査」を「立入り若しくは検査」に改める。

第四十五条中「第四十三条の三又は第四十四条第三号若しくは第八号」を「第四十三条の四又は前条第三号若しくは第八号」に改める。

第四十六条の二中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十六条の三十四第一項又は第二十一条の三十六」を「第十六条の三十四第一項及び第三項又は第二十一条の三十六第一項」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十一条の四十八第二項」を「第二十一条の四十二第二項」に改め、同条を同条第四号とする。

第四十六条の三中「一万円」を「五万円」に改める。

附則に次の一条を加える。

第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の施行後においては、日本消防検定協会については、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十四号の規定(国の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の基準の研究及び立案に関する事項

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 消防法第二十一条の三第二項に規定する指定検定機関の指定及び監督に関する事項

第四十二条第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 所掌事務に係る国際協力に関する事項

第十八条の二中「行なわれる」を「行われる」に、「左に」を「次に」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第十一号中「もの外」を「もののほかに」、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項

附則

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から

(施行期日)

施行する。ただし、第二条(消防組織法第四十八条の次に一号を加える改正規定を除く。)並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(危険物保安技術協会に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日に現に存する危険物保安技術協会は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、その定款を第一条の規定による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十六条の二十二第一項の規定に適合するように変更し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に在職する危険物保安技術協会の理事長、理事又は監事は、それぞれ新法第十六条の二十五の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる危険物保安技術協会の役員の任期は、第一条の規定による改正前の消防法(以下「旧法」という。)第十六条の二十六第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(日本消防検定協会に関する経過措置)

第四条 日本消防検定協会は、施行日までに、新法第二十一条の二十第一項に規定する定款を作成し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第五条 日本消防検定協会は、旧法第二十一条の二十に規定する資本金に相当する金額を、昭和六十二年三月三十一日までに、国庫に納付しなければならない。

第六条 この法律の施行の際現に在職する日本消防検定協会の理事長、理事又は監事は、それぞれ新法第二十一条の二十六の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、理

事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる日本消防検定協会の役員は、旧法第二十一条の第二十七第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本消防検定協会」を削る。

第七十二条の五第一項第六号中「危険物保安技術協会」の下に「日本消防検定協会」を加える。

第七十三条の四第一項第十五号を削り、同項第十四号の二を同項第十五号とする。

第三百四十八条第二項第二十一号を削り、同項第二十号の二を同項第二十一号とする。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

32 日本消防検定協会が所有し、かつ、直接消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の三十六第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十七号の七の次に次の一号を加える。

二十七の八 日本消防検定協会が直接消防法第二十一条の三十六第一項第一号に規定する業務の用に供する土地

第七百二条第二項中「第三十一項」を「第三十二項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 日本消防検定協会が昭和六十一年十二月

三十一日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、日本消防検定協会が昭和六十一年十二月三十一日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二条の二第二項中「第三百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは、「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第

三十一日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本消防検定協会の項を削る。

別表第二第一号の表危険物保安技術協会の項中「消防法の下に(昭和二十三年法律第八十六号)」を加え、同表日本商工会議所の項の次に次のように加える。

日本消防検定協会 消防法

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本消防検定協会の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本消防検定協会の項を削る。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、危険物保安技術協会及び日本消防検

定協会について、その経営の効率化を図るともに、住民生活の安全を確保するため、救急業務、移動タンク貯蔵所、人命救助活動等について整備を図るものとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 消防法の一部改正

(一) 危険物保安技術協会の経営の効率化

(1) 協会の目的達成業務に、準危険物の貯蔵、取扱又は運搬の安全に関する試験、調査及び技術援助等を加えるとともに、協会は、自治大臣の認可を受けて目的達成業務以外の業務を行うことができるものとする。

(2) 役員の数及び任期については定款で定めるものとする。役員は、自治大臣の認可により任命制を廃止し、その選任及び解任は、自治大臣が認可するものとする。

(3) 協会の運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くものとする。

(4) 資金計画及び借入金に係る自治大臣の認可、財務諸表に係る自治大臣の承認等に関する制度を廃止するものとする。

(5) 救急業務の対象に、事故以外の事由による傷病者で一定の要件に該当するものを加えるとともに、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含むものとする。

(6) 移動タンク貯蔵所 市町村長は、許可をした移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所についても、貯蔵又は取扱に関する基準に違反した場合の遵守命令及び危険物の流出その他の事故が発生したときの応急措置命令をすることができるようになるものとする。

(7) 人命救助活動 市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を設置するものとする。

(8) 協会の従たる事務所の設置、資金計画及び借入金に係る自治大臣の認可、財務諸表に係る自治大臣の承認等に関する制度を廃止するものとする。

(9) 救急業務 救急業務の対象に、事故以外の事由による傷病者で一定の要件に該当するもの

を加えるとともに、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含むものとする。

(10) 移動タンク貯蔵所 市町村長は、許可をした移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所についても、貯蔵又は取扱に関する基準に違反した場合の遵守命令及び危険物の流出その他の事故が発生したときの応急措置命令をすることができるようになるものとする。

(11) 人命救助活動 市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を設置するものとする。

(12) 協会の従たる事務所の設置、資金計画及び借入金に係る自治大臣の認可、財務諸表に係る自治大臣の承認等に関する制度を廃止するものとする。

(13) 救急業務 救急業務の対象に、事故以外の事由による傷病者で一定の要件に該当するもの

を加えるとともに、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含むものとする。

(14) 移動タンク貯蔵所 市町村長は、許可をした移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所についても、貯蔵又は取扱に関する基準に違反した場合の遵守命令及び危険物の流出その他の事故が発生したときの応急措置命令をすることができるようになるものとする。

(15) 人命救助活動 市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を設置するものとする。

(16) 協会の従たる事務所の設置、資金計画及び借入金に係る自治大臣の認可、財務諸表に係る自治大臣の承認等に関する制度を廃止するものとする。

(17) 救急業務 救急業務の対象に、事故以外の事由による傷病者で一定の要件に該当するもの

を加えるとともに、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含むものとする。

(18) 移動タンク貯蔵所 市町村長は、許可をした移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所についても、貯蔵又は取扱に関する基準に違反した場合の遵守命令及び危険物の流出その他の事故が発生したときの応急措置命令をすることができるようになるものとする。

(19) 人命救助活動 市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を設置するものとする。

昭和六十一年三月二十八日 衆議院會議録第十五号 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

五三二

(4) その他

罰則の整備のほか、所要の規定の整備を図ること。

2 消防組織法の一部改正

(一) 消防庁の事務

消防庁の事務として、次の事項を加えるものとする。

(1) 市町村の消防が行う人命救助活動の基準の研究及び立案に関する事項

(2) 検定対象機械器具等について検定等の業務を行う指定検定機関の指定及び監督に関する事項

(3) 所掌事務に係る国際協力に関する事項

(二) 都道府県の消防事務
都道府県の消防事務として、市町村の消防が行う人命救助活動の指導に関する事項を加えるものとする。

3 施行期日

この法律は、昭和六十二年一月一日から施行するものとする。ただし、2の(一)の(1)及び(3)並びに(二)に関する部分は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

危険物保安技術協会及び日本消防検定協会について、検査制度の適正な運営を維持しつつ、その経営の効率化を図るとともに、住民生活の安全を確保するため、救急業務等について整備を図ろうとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十一年三月二十七日

地方行政委員長 福島 護二
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべ

きである。

一 日本消防検定協会の民間法人化に当たつては、検定制度の適正な運営の維持に十分配慮すること。

二 救急業務については、救急医療機関における医師の受信応待について更に整備を図るとともに、救急自動車への医師の添乗について検討努力する等救急医療体制の充実強化を図ること。

三 救助業務の実施体制を整備するため、財政措置について配慮すること。

四 最近における火災による死者の現状にかんがみ、防煙対策の充実のほか、防火対象施設における防火管理体制、消防用設備等の整備及び違反是正の一層の推進を図ること。

五 防災無線通信施設の整備の促進及び防災まちづくり事業の推進を図ること。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三二(六代)
〒105

定価一部
一一〇円